

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年8月29日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第12号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(交通規制の対象から除く車両等)</p> <p>第5条 法第4条第2項の規定に基づき、次に掲げる車両は、法第4条第1項の規定に基づく道路標識等による交通の規制の対象から除くものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 道路標識等による法第8条第1項の規定による通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第1の規制標識のうち「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積重量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「自転車専用」、「自転車及び歩行者専用」及び「歩行者専用」の標識並びにこれらに係る「指定方向外進行禁止」の標識を用いた規制に限る。）の対象から除く車両</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する<u>通常郵便物の集配</u>又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する電報の配達のため使用中の車両</p> <p>ク～ソ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 道路標識等による法第45条第1項の規定による駐車禁止の規制並びに法第49条の2第2項及び第4項の規定による時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(駐車禁止等除外指定に係る標章の交付申請等)</p>	<p>(交通規制の対象から除く車両等)</p> <p>第5条 法第4条第2項の規定に基づき、次に掲げる車両は、法第4条第1項の規定に基づく道路標識等による交通の規制の対象から除くものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 道路標識等による法第8条第1項の規定による通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第1の規制標識のうち「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積重量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「自転車専用」、「自転車及び歩行者専用」及び「歩行者専用」の標識並びにこれらに係る「指定方向外進行禁止」の標識を用いた規制に限る。）の対象から除く車両</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する<u>郵便物の集配</u>又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する電報の配達のため使用中の車両</p> <p>ク～ソ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 道路標識等による法第45条第1項の規定による駐車禁止の規制並びに法第49条の2第2項及び第4項の規定による時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序維持のため、警察官等に停止を求められている車両</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>エ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(駐車禁止等除外指定に係る標章の交付申請等)</p>

第5条の2 前条第1項第4号イ及びウに規定する公安委員会の交付に係る標章の交付を受けようとする者は、駐車禁止・時間制限駐車区間規制除外指定車標章交付申請書（様式第1号の3）により公安委員会に申請しなければならない。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる標章の種別に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書面を添付して行わなければならない。

(1) 前条第1項第4号イに規定する公安委員会の交付に係る標章

ア～ウ [略]

(2) 前条第1項第4号ウに規定する公安委員会の交付に係る標章

ア 前条第1項第4号ウに掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面

イ [略]

3 公安委員会は、第1項の申請があった場合において、当該申請に係る車両が前条第1項第4号イに掲げる車両のいずれかに該当すると認めるとき又は当該申請に係る者が同号ウに掲げる者のいずれかに該当すると認めるときは、標章を交付するものとする。

4～8 [略]

(乗車又は積載の制限等)

第12条 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次に定めるとおりとする。

(1) 乗車人員の制限

ア 二輪又は三輪の自転車には、次のいずれかに該当する場合を除くほか、運転者以外の者を乗車させないこと。

(ア)～(ウ) [略]

イ [略]

(2)～(4) [略]

(運転者の遵守事項)

第14条 法第71条第6号の規定による車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) [略]

第5条の2 前条第1項第4号ウ及びエに規定する公安委員会の交付に係る標章の交付を受けようとする者は、駐車禁止・時間制限駐車区間規制除外指定車標章交付申請書（様式第1号の3）により公安委員会に申請しなければならない。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる標章の種別に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書面を添付して行わなければならない。

(1) 前条第1項第4号ウに規定する公安委員会の交付に係る標章

ア～ウ [略]

(2) 前条第1項第4号エに規定する公安委員会の交付に係る標章

ア 前条第1項第4号エに掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面

イ [略]

3 公安委員会は、第1項の申請があった場合において、当該申請に係る車両が前条第1項第4号ウに掲げる車両のいずれかに該当すると認めるとき又は当該申請に係る者が同号エに掲げる者のいずれかに該当すると認めるときは、標章を交付するものとする。

4～8 [略]

(乗車又は積載の制限等)

第12条 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次に定めるとおりとする。

(1) 乗車人員の制限

ア 二輪又は三輪の自転車には、次のいずれかに該当する場合を除くほか、運転者以外の者を乗車させないこと。

(ア)～(ウ) [略]

(エ) 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業の業務に関し、当該業務に従事する者が、1人又は2人の者をその乗車装置に応じて乗車させる場合

イ [略]

(2)～(4) [略]

(運転者の遵守事項)

第14条 法第71条第6号の規定による車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 携帯電話等を使用した状態（携帯電話等を手で保持することなく、かつ、その映像面を注視することなく使用す

<p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p>	<p><u>ることができる場合を除く。）又はヘッドホン等を使用し</u> <u>て安全な運転に必要な音若しくは声が聞こえないような状</u> <u>態で自転車を運転しないこと。ただし、公益上緊急やむを</u> <u>得ない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成20年9月1日から施行する。